

## 答申第 37 号

## 答 申

「愛媛県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）」に係る部分公開決定

### 第 1 審査会の結論

平成 29 年 8 月 7 日付けで愛媛県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定処分において非公開とされた項目のうち、以下の項目については公開すべきである。なお、公開すべきとする具体的な個所は、別表のとおりである。

- (1) 学校名、電話番号、校長名、校長印の印影、行事名、教職員名
- (2) 加害教員の氏名、印影、年齢、担当教科名
- (3) 事故発生現場見取図
- (4) 被害生徒の所属する学年、部活動
- (5) 被害生徒及び保護者の心身の状況、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分
- (6) 加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分（被害生徒の氏名及び部活動における立場を除く。）
- (7) 校長所見の本文部分

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 29 年 7 月 22 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①愛媛県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）及び②公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式 1-3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（平成 24 年度分）」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 29 年 8 月 7 日付けで、①については部分公開決定（以下「本件処分」という。）、②については全部公開決定を行った。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、以下のとおりである。

- (1) 学校名、電話番号、校長名、校長印の印影
- (2) 教職員の氏名、印影、生年月日、年齢、住所、電話番号
- (3) 加害教員の家族についての記載部分
- (4) 事故発生現場見取図

- (5) 警察職員の氏名
- (6) 被害生徒及び保護者の氏名、住所、電話番号、被害生徒の年齢、所属する学年、組、部活動、部活動における立場、家族の状況等についての記載部分
- (7) 被害生徒及び保護者の心身の状況、心情の吐露、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分
- (8) 加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分
- (9) 校長所見の本文部分

非公開とした理由は、条例第7条第2項第1号に該当、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。というものである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分は、違法な非公開部分（学校名、校長名、加害教師名、事故発生場所、事故状況時の各種情報、体罰に至った経緯、事故発生現場見取り図、校長所見等）を大量に含むものであり、本件決定は取り消されるべきであるとして、平成29年8月31日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 実施機関の説明の要旨

### 1 公文書取得の経緯について

#### (1) 平成24年3月22日付け事故報告書及び添付資料

○○市内の中学校において発生した体罰事故を受け、平成24年3月22日付けで○○市教育委員会教育長から愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）教育長に対し、事故報告書（以下「文書1-1」という。）並びにその添付資料である校長から○○市教育委員会教育長に対する事故報告書（以下「文書1-2」という。）、事実確認書（以下「文書1-3」という。）、顛末書（以下「文書1-4」という。）及び反省文（以下「文書1-5」という。）が提出された。

#### (2) 平成24年3月26日付け事故報告書及び添付資料

○○市内の中学校において発生した体罰事故を受け、平成24年3月26日付けで○○市教育委員会教育長から県教委教育長に対し、事故報告書（以下「文書2-1」という。）並びにその添付資料である校長から○○市教育委員会教育長に対する事故報告書（以下「文書2-2」という。）、事実確認書（以下「文書2-3」という。）、体罰に関する顛末書（以下「文書2-4」という。）及び反省文（以下「文書2-5」という。）が提出された。

#### (3) 平成25年2月25日付け事故報告書及び添付資料

○○市内の中学校において発生した体罰事故を受け、平成25年2月25日付けで○○市教育委員会教育長から県教委教育長に対し、体罰に関する報告書（以下「文書3-1」という。）並びにその添付資料である校長から○○市教育委員会教育長に対する体罰に関する報告書（以下「文書3-2」という。）、体罰に関する確認書（以下「文書3-3」という。）、校長所見（以下「文書3-4」という。）、体罰に関する顛末書（以下「文書

3—5」という。) 及び反省文(以下「文書3—6」という。)が提出された。

#### (4) 体罰事故報告書の取得の趣旨

都道府県が定める教職員定数に基づき市町村立の小・中学校等に配置される校長等の教職員(以下「県費負担教職員」という。)の服務の監督は、市町村教育委員会が行うこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第43条第1項)。また、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会が有し(地教行法第37条第1項)、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をもって県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとされている(地教行法第38条第1項)。県費負担教職員の分限又は懲戒については、地方公務員法(昭和25年法律第261号。)及び都道府県の条例で定めるところにより行われている(地教行法第43条第3項)。

愛媛県の県費負担教職員に関する事故は、まず学校から服務監督権者である市町教育委員会(以下「市町教委」という。)に報告され、市町教委が当該県費負担教職員に対して指導その他の必要な措置を行うこととなる。県教委に対しては、発生した事故全てが報告されるものではなく、そのうち懲戒処分に相当する可能性があるなど特に重大と判断する場合等に県教委において懲戒処分の要否について検討を行うため、報告されているものである(今回の事例では、学校から市町教委に対して文書1—2、文書2—2、文書3—2により報告され、市町教委から県教委に対して文書1—1、文書2—1、文書3—1により報告されている。)。

## 2 公文書公開請求への対応について

審査請求人から、7月24日に、「①愛媛県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度)及び②公立学校の教職員に係る人事行政状況調査(文部科学省)調査票(様式1—3)懲戒処分等③(体罰に係るもの)(平成24年度分)」についての公文書公開請求があった。なお、「平成24年度分」の意味について審査請求人に確認したところ、①については平成24年度に懲戒処分等の検討が行われた事件の報告書、②については平成24年度に愛媛県及び市町の教育委員会が行った懲戒処分等を調査対象とする調査票のことであった。

これに基づき公文書を特定し、上記請求事項①について、平成29年8月7日付け29教義第574号により本件処分を行ったところ、審査請求人から平成29年8月31日付けで審査請求がなされた。

## 3 処分の内容について

本件処分の内容は、文書1—1から文書3—6までの公文書について、条例第8条の規定に基づき、条例第7条第2項第1号に該当する下記の部分を除いて公開したものである。

- (1) 学校名、電話番号、校長名、校長印の印影
- (2) 教職員の氏名、印影、生年月日、年齢、住所、電話番号
- (3) 加害教員の家族についての記載部分
- (4) 事故発生現場見取図
- (5) 警察職員の氏名

- (6) 被害生徒及び保護者の氏名、住所、電話番号、被害生徒の年齢、所属する学年、組、部活動、部活動における立場、家族の状況等についての記載部分
- (7) 被害生徒及び保護者の心身の状況、心情の吐露、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分
- (8) 加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分
- (9) 校長所見の本文部分

#### 4 処分の理由について

条例第7条第2項第1号前段では、「個人に関する情報（括弧内省略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（括弧内省略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について非公開情報としている。

さらに、後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について、非公開情報としている。

また、これらの例外として、同号ウにより、「当該個人が公務員等（括弧内省略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）」について、公開することとされている。

本件処分については、以下の理由により、3(1)から(9)までの部分について、条例第7条第2項第1号に該当することから公開しないこととしたものである。

##### (1) 条例第7条第2項第1号前段該当性

3(1)から(6)までは、条例第7条第2項第1号前段に該当することから非公開とした。

##### ア 個人識別性について

被害生徒及び保護者の氏名、住所、電話番号、家族の状況等についての記載部分については、特定の個人を識別できるものであることから非公開とした。

教職員の生年月日、年齢、住所、電話番号については、条例第7条第2項第1号ウに規定する職務の遂行に係る情報には含まれないことから非公開とした。加害教員の家族についての記載部分についても、当該教員による職務の遂行とは関係のない私事に関する情報であることから同様に非公開とした。

なお、警察職員の氏名については、公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合には非公開とされていることから、これに該当する者の氏名は非公開とした。

##### イ 他の情報との照合による識別について

被害生徒の年齢、所属する学年、組、部活動、部活動における立場（これらが特定できる情報を含む。）については、条例第7条第2項第1号前段の「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当することから非公開とした。

さらに、学校名、電話番号、校長名及び校長印の印影についても、学校名が特定されることにより、他の情報との照合によって被害生徒の識別につながることとなる情報であることから非公開とした。文書1－3中の事故発生現場見取図は、学校全体の平面図

に事故発生現場を示したものとなっており、当該学校固有の情報であることから学校を特定することが可能となる情報であるほか、被害生徒の所属する部活動を特定することが可能となる情報であることから非公開とした。

教職員の氏名については、前述のとおり職務の遂行に係る情報であるときは非公開情報から除外されているが、愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈運用基準」という。）の第7条第2項第1号関係の7(2)において「職務の遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非公開とされることがある。」とされており、本件処分においては、教職員の氏名及び印影は、公開することにより被害生徒のクラスや部活動等が特定され、被害生徒の識別につながる情報であることから非公開としたものである。

## (2) 条例第7条第2項第1号後段該当性

3(7)から(9)までは、条例第7条第2項第1号後段に該当することから非公開とした。

### ア 被害生徒及び保護者の心身の状況等についての記載部分

被害生徒及び保護者の心身の状況は極めて個人的な情報であり、また、その心情の吐露を示す情報については個人の人格に密接に結び付いたものであることから、これらは個人識別性がなくとも、公にすることにより生徒又は保護者個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため非公開とした。文書3-1から文書3-3まで及び文書3-5にある、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分についても同様に非公開とした。

### イ 加害教員の反省文及び顛末書

加害教員の反省文（文書1-5、文書2-5、文書3-6）の本文部分については、当該教員の反省状況や率直な心情、決意などが記載されているものであり、当該教員の人格と密接に結びついたものであることから職務の遂行に係る情報であるとは言えず、個人識別性がなくとも公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから非公開とした。顛末書（文書1-4、文書2-4、文書3-5）の加害教員の心情等を記載した部分についても同様に非公開とした。

### ウ 校長所見

文書1-3の項目3、文書2-3の項目5及び文書3-4の校長所見の本文部分については、形式上「校長所見」という形式をとっているものの、その内容は校長個人としての反省状況や率直な心情、決意が記載されているものであり、実質的には反省文であることから非公開とした。

## 5 審査請求人の主張に対する処分庁の意見

本件処分に違法な非公開部分が含まれるとして本件処分の取消しを求める審査請求人の各主張には理由がない。以下、この点について詳述する。

### (1) 条例第7条第2項第1号前段該当事由について

#### ア 個人識別情報について

審査請求人は、およそ個人識別し得ないと判例が認めた情報が非公開とされており、学校名及び教職員の氏名が公開されることにより被害生徒が特定されることについては、関連判決で否定されていると主張する。その具体的論拠は審査請求書に記載されていな

いが、審査請求書に列挙する平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年（行コ）第 26 号・平成 18 年（行コ）第 68 号）等の下級審判決に照らし、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、一般人を基準として通常の方法により入手し得る情報との照合により特定の個人を識別することができ相当程度の確実性をもって可能と認められるものに限られ、学校名、教職員の氏名等は、一般人が通常入手し得る情報との照合によって被害生徒の識別に至るものではないとの趣旨を主張しているものと思われる。

しかしながら、条例第 7 条第 2 項第 1 号前段の「他の情報」には、一般人が容易に知り得る情報だけではなく、特定の関係者が知り得る情報も含まれると解釈すべきである。すなわち、条例第 7 条第 2 項第 1 号は単に「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」と定めているのみで、照合の容易性など、その範囲に文言上の限定を加えていない。

本号の趣旨が個人のプライバシーの保護であることは解釈運用基準からも明らかであるが、条例第 3 条が「**実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。**」と規定していることからも、条例は、本号の運用において、実施機関に対して厳格な個人情報保護を求めているものと解釈できる。

また、他の情報との照合によって不開示規定が保護しようとする利益が害される場合に当該情報を不開示とし得ることは、個人情報の場合には必ずしも限定されないと解されるところ、条例が個人情報の場合についてのみ明文でその旨規定したことは、個人情報については特にその保護が図られるべきであるとの趣旨であると解される。

他方、条例は何人に対しても公文書公開請求権を認めており（条例第 5 条）、公開請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断が左右されるものではないことが解釈運用基準においても明示されている。審査請求人の主張するように、一般人を基準として個人識別性の判断をした場合、特定の関係者において個人の識別が可能となる可能性があるが、このような特定の関係者との関係においては、個人情報が保護されなくてもよいと解することは妥当ではない。

よって、前述のとおり条例が実施機関に対して個人情報の保護について最大限の配慮を求め、特に明文で個人情報について規定し、その保護を図った趣旨に鑑みれば、一般人が容易に知り得る情報だけでなく、特定の関係者が知り得る情報についても、条例第 7 条第 2 項第 1 号前段の「他の情報」に当たると解すべきである。（平成 24 年 11 月 29 日大阪高等裁判所判決（平成 23 年（行コ）第 165 号）同旨。なお、公共の安全に関する情報について特定の関係者を基準に不開示情報該当性を認めた判例として平成 19 年 5 月 29 日最高裁判所第三小法廷判決（平成 18 年（行ヒ）第 187 号））

以上のとおりであって、学校名、教職員の氏名等の 4 (1)イに掲げる情報を個人の識別につながる情報として非公開とした当庁の判断は、正当なものである。

#### イ 教職員の氏名について

審査請求人は、体罰事故報告書における教職員の氏名は職務遂行に係る情報であって、保護に値するプライバシーではないことから、条例第 7 条第 2 項第 1 号ウの「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」には該当しないため、公開されるべきものであると主張する。

本件処分においては、上記 4 (1)イのとおり、教職員の氏名が生徒の個人識別につなが

る情報であることを理由として非公開としているところであるが、体罰事故報告書における加害教員の氏名に係る情報はそれ自体として、同号ウの「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当し、非公開情報に該当するものであることを当庁は予備的に主張する。

すなわち、平成 15 年 11 月 21 日最高裁判所第二小法廷判決（平成 12 年（行ヒ）第 334 号）は、公務員が懲戒処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報であって、私事に関する情報の面を含むとして、非公開情報に該当すると判示しており、審査請求人が審査請求書に挙げる平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年（行コ）第 26 号・平成 18 年（行コ）第 68 号）においても同様に、教職員が懲戒処分等を受けたことは、私事に関する情報の面を含むとして非公開情報に該当するとの説示がなされている。

1(4)で述べたとおり、市町教委から県教委に対して提出される体罰事故報告書は、服務監督権者である市町教委による訓告その他の矯正措置では足りず、懲戒処分に相当する可能性があるなど特に重大と判断する場合等に係るものに限られている。つまり、当該報告書に係る加害教員は、県教委から懲戒処分を受けるか、少なくとも市町教委から矯正措置を受けた者である。

したがって、市町教委から県教委に報告された体罰事故報告書は、その存在自体が県費負担教職員の懲戒処分等が行われたことを示すこととなり、県教委において公表している懲戒処分等の実施状況（被処分者の属性情報、処分事由となった行為の事実関係の概要及び処分内容等を県教委ホームページで公表しているもの。なお、停職処分以上の場合には、被処分者の氏名を公開する扱いとしている。）と照らし合わせれば、具体的な処分内容を把握することが可能である。また、これは本件処分と同時に公開した「公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票（様式 1-3）懲戒処分等③（体罰に係るもの）」と照合することでも把握可能である。

よって、体罰事故報告書によって県教委に報告がなされたという情報は、懲戒処分等を受けたことを意味しており、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報であることから、体罰事故報告書における加害教員の氏名に係る情報は、条例第 7 条第 2 項第 1 号ウの「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当する。

以上のとおりであって、結局、教職員の氏名に係る情報を非公開とした当庁の判断に違法又は不当な点はない。

## （2）条例第 7 条第 2 項第 1 号後段該当事由について

審査請求人は、条例第 7 条第 2 項第 1 号後段に該当するのは、反省文や顛末書といった「個人の権利利益を害するおそれ」が具体的・現実的・一般的に認められうるものに限られ、保護者や被害生徒の発言等も体罰問題の経緯を示す職務遂行情報の一環というべきものであり、これに該当しないと主張する。

本件処分において、条例第 7 条第 2 項第 1 号後段該当性を理由に非公開としたのは、3(7)から(9)までであるが、審査請求人の主張内容から「(8)加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分」については非公開とすることを争うものではないと思われる所以、「(7)被害生徒及び保護者的心身の状況、心情の吐露、被害生徒の

社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分」及び「(9)校長所見の本文部分」の2点について述べる。

#### **ア 生徒及び保護者的心身の状況等についての記載部分**

条例が第7条第2項第1号ウで職務遂行に係る情報を非公開情報から除外するのは、識別される個人又は権利利益を害される個人が公務員等の場合である。本件処分において「被害生徒及び保護者的心身の状況、心情の吐露、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分」として非公開とした発言等は、上記4(2)アのとおり、生徒又は保護者の権利利益を害するものとして非公開としたものであり、職務遂行に係る情報への該当性を理由に非公開情報から除外されるものではない。審査請求人が主張する「個人の権利利益を害するおそれが具体的・現実的・一般的に認められうるもの」という基準に照らしたとしても、当庁の判断はこれを逸脱するものではないと考える。

#### **イ 校長所見**

審査請求人は、校長所見は校長の職務遂行上の情報にほかならず、生徒を識別できる部分を除き、公開すべき旨を主張する。

確かに、事故に関する管理職による所見は、一般的には被害生徒の識別につながる情報等を除き非公開部分はないものと考えられ、本件処分においても文書1-1の項目4にある教育長所見については全て公開している。

しかし、4(2)ウでも述べたとおり、文書1-3の項目3、文書2-3の項目5及び文書3-4の校長所見は、加害教員だけではなく校長も事故発生の責任を問われ、懲戒処分等の検討の対象となっているという前提の下に作成された実質的な校長個人の反省文である。文書1-3、文書2-3及び文書3-3の報告書の作成者が校長であるにもかかわらず、あえて校長所見だけが別紙において手書きで作成されていることは、職務上作成する報告書とは別に反省文としての意味合いで当該校長所見が作成されていることを裏付けている。

これらのことから、当該校長所見の本文部分については、加害教員の反省文と同様に、校長個人の人格と密接に結び付いたものであることから職務の遂行に係る情報であるとは言えず、個人識別性がなくとも公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものとして非公開とした当庁の判断は正当なものである。

### **第4 審査請求の内容**

審査請求人が本年8月31日付けで行った審査請求に対する実施機関の弁明書について、以下のとおり反論する。

#### **1 反論の趣旨**

弁明書の非公開理由は、非公開の根拠となりえない不当なものであり、請求文書の一部非公開決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

#### **2 弁明書の非公開理由の不当性の根拠**

##### **(1) 司法判断が「一般人基準」をとっていること**

弁明書の非公開理由の多くは、結局のところ、非公開部分を公開すると、被害児童生徒が特定されるとの一点に集約される。しかるに、本件体罰事故報告書における児童生

徒の特定可能性については、関連司法判断では一般的に認めたものは一つもない。例外的な事情がない限り、複数存在する児童生徒の中から一人を特定するためには、名簿などの一般には手に入らない追加情報が必要なのであるから、これは当然である。特に平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号）は、この点が争点となり、一般人基準をとることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を、このことを根拠に非公開とすることを明確に否定したものであり、学説的にも評価されている。（法学セミナー2017/08/no.751, 117頁）。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非公開とすることまでは禁じていない。例えば在校者数がひと桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。であるから、そのような例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に非公開範囲を広げればよいのである。その理由が説得的であれば問題はない。

弁明書の問題点は、対象となる全ての公立学校が一律にこうした事例に当たる、としている点である。また弁明書5(1)に明記されているように、「条例第7条第2項第1号前段の『他の情報』には、一般人が容易に知り得る情報だけではなく、特定の関係者が知り得る情報も含まれると解釈すべきである」として、「特定人基準」を取るべきだとしていることである。しかしこれは、体罰事故報告書に関しては、上記神戸地裁判決が明白に排除した立場である。この判決及びその趣旨については、審査請求書でも示しているのに、弁明書ではこの点についての言及が全くなされていない。それ以前の関連高裁判決においても、一般人基準を取っているからこそ、教師名を公開しても児童生徒は特定されないことが前提とされ、それゆえ教師名の公開が命じられているのである。こうした司法判断に対して、弁明書は何ら具体的な反論や弁明をせず、特定人基準をとるべきであると一方的に主張するばかりである。

審査請求者の求めるところは単純であり、行政は司法判断に従うべきである、という一点に尽きるといつても過言ではない。体罰事故報告書については、このように個人の識別可能性につき一般人基準を明示して、学校名はもちろんのこと、教職員の氏名まで原則公開せよとの判断が確立しているのだから、それを尊重せよということである。取られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされる可能性が高いか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の初判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。

弁明書は、特定人基準を取るとする高裁判決と最高裁判決を一つずつ上げているが、どちらも体罰事故報告書を対象とするものではなく、最高裁判決については「公共の安全に関する情報」と自ら明示している。これだけにとどまらず、もっと多くの判決が平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号）に至る審理の中では被告側から主張されたにも関わらず、裁判所は体罰事故報告書については、これらと同一視できないとして一般人基準を選択したのであり、その選択は学説的にも評価されているのである。であれば従うべき司法判断がどちらであるかは明白であろう。これは審査請求人の主張ではなく、裁判所の判断なのである。

また弁明書は、「解釈運用基準」に従って教職員の氏名を非公開としているというが、

従うべき司法判断があり、それが内部基準と違背するときは、どちらが優先するかは、法律論のイロハであり、ここで論ずるまでもなく明白であろう。

## (2) 加害教員や校長等の監督権者が懲戒処分等の対象になっていることは理由にならないこと

弁明書では、教職員の氏名や「校長所見」の非公開部分につき、対象文書記載の教員や校長らが、懲戒処分等の対象となっていることを理由として示している。これはつまり加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が訓告等を受けたことも明らかになるので非公開とする、ということかと思われる。いうまでもなくこの点も関連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることは是非は担当裁判官も十分理解したうえで教員名まで開示せよと判断しているのである。(この点については、大阪高裁判決を参照。)

そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例7条第2号該当をもちだすことが不当であることはいうまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示をおこなうのは、条例解釈の誤りであり違法である。

## (3) その他の諸点

加害教師の「年齢」は、体罰行使者の属性に関わるものであり、その性別などと同様、どのような者によって暴行が加えられたか（若年者かベテランか、など）にかかわる情報であるので、それは単なる私的な情報とは言えず、職務遂行情報の一部を構成するものもある。

加害教師の反省文や顛末書については、審査請求者が「非公開とするものを争うものではない」などとしているが、インカメラ審査のうえ、本当にその記述が、7条2項第1号後段に該当するだけのセンシティブ情報であるかどうかの精査は求めているのであって、争うものではないと安易に決めつけてもらっては困る。

よって非公開理由のうち、教員や児童生徒の識別につながるとされた情報のうち、児童生徒の氏名以外は原則公開とされるべきである。その他の情報についても、上記の趣旨に鑑み、非開示相当かどうかは、慎重に再検討されるべきである。

## 3 結論

以上より愛媛県情報公開条例においても、体罰事故報告書においては学校名、教員名も含め公開されるべきである。実際、個人識別型の条例を持つ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県ほか）のもとでも、同様の公開が行われている。

よって本件処分に関する実施機関の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい認められない。審査請求書に記載のとおり請求文書の一部非公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求において、審査請求人が公開又は検証を求めているのは、本件処分において非公開とされた情報のうち、学校名や加害教員名のほか、被害生徒等の個人識別情報以外の部分全般についてであると解される。

審査会において、実施機関が本件処分において非公開とした当該部分について見分したことろ、以下のとおりであり、その妥当性について検討する。

#### (1) 条例第7条第2項第1号前段該当

「他の情報と照合することにより、被害生徒の特定につながる」

- ①被害生徒の年齢、所属する学年、組、部活動、部活動における立場
- ②学校名、電話番号、校長名及び校長印の印影、事故発生現場見取図、行事名、教職員名
- ③加害教員の氏名、印影、担当教科名

#### (2) 条例第7条第2項第1号後段該当

「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」

- ①被害生徒及び保護者的心身の状況、心情の吐露、  
被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分
- ②加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分
- ③校長所見の本文部分

### 2 本件処分に係る具体的な判断

本県条例では、その第1条に「県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。」とされ、県民の知る権利を保障するとともに、県民への説明が、県の責務として条例上位置づけられている。また、第7条において、「個人に関する情報等」同条第2項各号のいずれかに該当するものは公開しないが、それらを除いて公開する義務を負うという基本的枠組みになっており、さらに、第9条では「非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」とされているところであり、今回のケースでは、体罰禁止・撲滅という時代の要請の中で、未だなくならない体罰事故の原因究明や予防に資するという公益性が認められるところであるため、当審査会における本件処分の妥当性の検討に当たっては、これら条例の趣旨を踏まえ、被害生徒等の個人情報の保護の妥当性と合わせ、公益性のバランスも考慮しながら、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第7条第2項第1号前段「他の情報と照合することにより、被害生徒の特定につながる」の該当性について

実施機関においては、上記1(1)①～③の情報について、被害生徒の特定につながる情報であることから非公開としたと説明している。被害生徒の氏名等特定の個人を識別することができる情報を非公開とすることは当然であるが、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの」として非公開とする情報の判断にあたっては、被害生徒の被害の種別や状況等も考慮されるべきである。

被害の種別が、性的なものであったり、個人の尊厳に関わるような重大な被害が明ら

かな場合には、被害生徒が特定されないよう最大限配慮されるべきであることは言うまでもないが、本件のような学校施設における一般的な体罰事案の場合は、クラスの中やクラブ活動等関係者が多数いる現場において、指導的立場にある加害教員が懲罰的に暴力行為等を行うという構図であるため、その被害の種別も比較的単純な暴力行為にとどまっており、特別な配慮を要するものではないと考えられる。また、当該体罰の事実を目撃した生徒をはじめ、関係人が数多く存在し、被害生徒が誰であるかは、特定の関係人にとっては周知の事実であるものと思料されることから、被害生徒につながる情報の全てを非公開としても、被害生徒の識別防止に寄与する効果はあまり期待できないと考えられる。

したがって、本件のような学校施設における一般的な体罰事案の場合には、先に述べた体罰事故の原因究明や予防に資するという公益性を考慮し、個人識別情報の保護に留意しつつ、体罰事故の原因や概要が判る情報については可能な限り公開されるべきと考える。

以上の観点で、実施機関が被害生徒の特定につながる情報として非公開とした上記1(1)①～③の情報について検討する。

まず、①の「被害生徒の年齢、所属する学年、組、部活動、部活動における立場」について、実施機関では、「被害生徒」の識別につながる情報として非公開としているが、体罰に至った状況を可能な限り明らかにするため、「被害生徒の所属する学年、部活動」については、公開されるべきである。

次に、②の「学校名、電話番号、校長名及び校長印の印影、事故発生現場見取図、行事名、教職員名」について、実施機関では、「学校名」が特定されることにより被害生徒が識別されることとして非公開としているが、当審査会において見分したところ、本件処分に係る学校の規模は、一番小さい学校でも約400人の生徒数を有していることから、「学校名」が特定されることにより被害生徒の識別につながることは言い難いことから、実施機関が、「学校名」が特定されることにより被害生徒が識別されることとして非公開とした「学校名、電話番号、校長名及び校長印の印影、事故発生現場見取図、行事名、教職員名」については、条例第7条第2項第1号には該当しないため、公開されるべきである。

次に、③の「加害教員の氏名、印影、担当教科名」について、実施機関では、「加害教員」が特定されることにより被害生徒が識別されるとしているが、既に体罰の事実を知っている特定の関係者以外の者は、加害教員の氏名から被害生徒を識別することは相当に困難と考えられること、また、体罰行為は公務員である当該教員の職務の遂行に係る情報と考えられることから、実施機関が、「加害教員」が特定されることにより被害生徒が識別されることとして非公開とした「加害教員の氏名、印影、担当教科名」については、公開されるべきである。

なお、上記1(1)①～③とは別に、条例第7条第2項第1号前段該当「個人識別情報」として、「加害教員の年齢」が非公開とされているが、体罰事故に係る加害教員の属性を示す公益情報と考えられるため、公開すべきである。

## (2) 条例第7条第2項第1号後段「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」の該当性について

実施機関においては、上記1(2)①～③の情報について、条例第7条第2項第1号後段に該当するため、非公開としたと説明している。

同号後段の「条例の解釈及び運用基準」によれば、「公にすることにより、個人の権利

利益を害するおそれがあるものがあれば、これを非公開とする合理的な必要性が認められるので、「**補充的に非公開情報として明示したもの**」とされ、「個人の著作物」が例示されているところであり、上記1(2)①～③の情報について、その妥当性を検討する。

まず、①の「被害生徒及び保護者の心身の状況、心情の吐露、被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分」について、実施機関では、極めて個人的な情報、また、個人の人格に密接に結び付いたものとして、個人識別性がなくとも、公にすることにより生徒又は保護者個人の権利利益を害するおそれがあるとして非公開としたと説明しているが、「**被害生徒及び保護者の心身の状況**」の記載内容について見分したところ、体調に関する記述にとどまっており、記載内容自体に個人識別性はなく、また、公にすることによる具体的な権利利益の侵害も想定できないことから、非公開とする合理的な必要性が認められず、公開されるべきである。また、「**被害生徒の社会的評価の低下に直結する行為についての記載部分**」については、当該生徒が体罰を受けた直接的な理由を記した部分であること、また、個人識別性もないことから、体罰事故の経緯をできるだけ詳らかにするという公益性を鑑み公開されるべきである。

次に、②及び③の「**加害教員の反省文の本文部分及び顛末書の加害教員の心情等を記載した部分、校長所見の本文部分**」について、実施機関では、当該教員の反省状況や率直な心情、決意などが記載され、当該教員の人格と密接に結びついたもので、職務の遂行に係る情報であるとは言えず、例え個人名が非公開であったとしても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから非公開としたと説明しているが、

当審査会において見分したところ、当該文書に記載されている内容については、教員又は校長の内心や心情を表現したものともいえるが、自身の職務や職責に照らしての反省や今後の対応方針を記したものとなっていること、また、事故当時の加害教員の心情や反省点、校長の所属長としての反省や今後の改善方針等を明らかにするという、当該文書の公開による体罰事故の原因究明や予防等に資する公益性が認められることから、当該文書については、氏名や部活動における立場など、被害生徒の識別に直接つながる情報を除いて公開されるべきである。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年月日	処理内容
平成29年10月20日	諮詢、実施機関から弁明書を受理
平成29年10月25日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成29年12月5日	審査会（第1回審議）
平成30年2月6日	審査会（第2回審議）
平成30年5月14日	審査会（第3回審議）
平成30年7月9日	審査会（第4回審議）
平成30年9月4日	審査会（第5回審議）
平成30年10月22日	審査会（第6回審議）
平成30年12月18日	審査会（第7回審議）
平成31年2月12日	審査会（第8回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会長
武田 秀治	弁護士	
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	

(別表)

件名	文書名	項目・箇所		公開箇所
1 平成24年 3月22日 付け 事故報告 書及び添 付資料	1 事故報告書  市町教委 ↓ 県教委  2 事故報告書  学校 ↓ 市町教委  3 事実確認書	1 事故関係者 の概要	学校名	学校名
			校長氏名	校長の氏名
			電話番号	学校の電話番号
			被害者児童・生徒	被害生徒の学年
			加害者 氏名	加害教員の氏名
			年齢	加害教員の年齢
		2 事故の概要	発生場所	学校名 体罰の発生場所
			事故の原因及び 内容	部活動名 被害生徒の学年 加害教員の氏名 部活動の用具 部活動の実施場所
			3 学校の対応	事故に対して学 校・本人のとった 措置
				加害教員の氏名 加害教員の担当教科 被害生徒の学年 被害生徒の家族(保護者)の心身の状況
		報告文部分	作成者	学校名 校長の氏名 校長印の印影
			1 事故関係者 の概要	学校名 校長の氏名 電話番号 被害者児童・生徒 加害者 氏名 年齢
				学校名 校長の氏名 学校の電話番号 被害生徒の学年 加害教員の氏名 加害教員の年齢
				発生場所
				学校名 体罰の発生場所
				事故の原因及び 内容
			3 学校の対応	部活動名 被害生徒の学年 加害教員の氏名 部活動の用具 部活動の実施場所
				加害教員の氏名 加害教員の担当教科 被害生徒の学年 被害生徒の家族(保護者)の心身の状況
		作成者	学校名 校長の氏名 校長印の印影	
			本文 記 1 事件の当 事者	加害教員の氏名
				学校名
				加害教員の氏名
			2 事件の概要	加害教員の年齢
				部活動名
				被害生徒の学年
				加害教員の氏名
				部活動の用具
				部活動の実施場所
			事故発生現場見取図 3 校長の所 見	加害教員の担当教科
				被害生徒の家族(保護者)の心身の状況
		本文 作成者	見取図	
			本文部分	
			学校名	
			校長の氏名	

(別 表)

件名	文書名	項目・箇所	公開箇所
	4 顛末書	宛先	学校名 校長の氏名
		作成者	学校名 加害教員の氏名 加害教員の印影
		記 1 事件の概要	部活動名 被害生徒の学年 部活動の用具 部活動の実施場所
		2 事件後の対応	加害教員の担当教科 部活動の実施場所 被害生徒の学年 加害教員の心情 部活動の大会名
	5 反省文	本文	本文部分
		作成者	学校名 加害教員の氏名

(別表)

件名	文書名	項目・箇所		公開箇所
2 平成24年 3月26日 付け 事故報告 書及び添 付資料	1 事故報告書  市町教委 ↓ 県教委	1 事故関係者 の概要	学校名	学校名
			校長氏名	校長の氏名
			電話番号	学校の電話番号
			事故当 氏名	加害教員の氏名
			事者 年齢	加害教員の年齢
		2 事故の概要	発生場所	学校名
			事故の 職業	学校名
			相手	被害生徒の学年
		3 学校、本人 の対応	事故の原因及び 内容	加害教員の氏名 被害生徒の学年 行事の名称
			事故に対して学 校・本人のとった 措置	加害教員の氏名 教頭の氏名 被害生徒の学年 行事の名称 学年主任の氏名 副担任の氏名 主幹教諭の氏名 教務主任の氏名 生徒指導主事の氏名 被害生徒の体調についての記載部分
		4 教育委員会 の対応	事故に対して教育 委員会がとった措 置	学年主任の氏名 加害教員の氏名 学校名 被害生徒の体調についての記載部分
2 事故報告書	報告文部分  学校 ↓ 市町教委	作成者		学校名 校長の氏名 校長印の印影
		記 1 事故関 係者 の概要	学校名	学校名
			校長氏名	校長の氏名
			電話番号	学校の電話番号
			事故当 氏名	加害教員の氏名
		2 事故の概 要	事者 年齢	加害教員の年齢
			発生場所	学校名
			事故の 職業	学校名
		3 学校、本 人の対応	相手	被害生徒の学年
			事故の原因及び 内容	加害教員の氏名 被害生徒の学年 行事の名称
			事故に対して学 校・本人のとった 措置	加害教員の氏名 教頭の氏名 被害生徒の学年 行事の名称 学年主任の氏名 副担任の氏名 主幹教諭の氏名 教務主任の氏名 生徒指導主事の氏名 被害生徒の体調についての記載部分

(別 表)

件名	文書名	項目・箇所	公開箇所
	3 事故確認書	作成者	学校名 校長の氏名 校長印の印影
		本文	学校名 加害教員の氏名
		記 1 事故の対象者 氏名	加害教員の氏名 加害教員の年齢
		2 事故の概要 (3) 事故の相手	学校名 被害生徒の学年
		(5) 事故の内容	被害生徒の学年 行事の名称
		3 事故の至る経過と事故が明るみになったあとの措置	加害教員と被害生徒が関わっていた期間についての記載部分 加害教員の氏名 被害生徒の学年 行事の名称 教頭の氏名 学年主任の氏名 副担任の氏名 主幹教諭の氏名 教務主任の氏名 生徒指導主事の氏名 被害生徒の体調についての記載部分
		4 学校としてとった措置	加害教員の氏名
		5 校長所見	本文部分
	4 体罰に関する顛末書	宛先	学校名 校長の氏名
		作成者	学校名 加害教員の氏名 加害教員の印影
		記 1 事故の対象者 氏名	加害教員の氏名
		2 事故の内容 (3) 事故の相手	学校名 被害生徒の学年
		3 事故の至る経過と事故が明るみになったあとの措置	被害生徒の学年 行事の名称 教頭の氏名 学年主任の氏名 副担任の氏名 主幹教諭の氏名 教務主任の氏名 生徒指導主事の氏名 加害教員と被害生徒が関わっていた期間についての記載部分 被害生徒の体調についての記載部分
	5 反省文	宛先	学校名 校長の氏名
		作成者	学校名 加害教員の氏名 加害教員の印影
		本文	本文部分(被害生徒の氏名を除く。)

(別 表)

件名	文書名	項目・箇所	公開箇所
3 平成25年 2月25日 付け 事故報告 書及び添 付資料	1 体罰に關す る報告書  市町教委 ↓ 県教委	標題	部活動名
		1 事故関係者 の概要	学校名 校長氏名 電話番号 事故当 事者 氏名 年齢
		3 事故の概要	被害生徒の学年 被害生徒の行った非行行為の内容
		4 学校、本人 の対応	校長の氏名 教頭の氏名 部活動名 学校名 加害教員の氏名 聴き取り調査を行った退部生徒の学年
		5 教育委員会 の対応	校長の氏名 部活動名 加害教員の氏名 教頭の氏名
		作成者	学校名 校長の氏名 校長印の印影
		標題	部活動名
		1 事故関係者 の概要	学校名 校長の氏名 電話番号 事故当 事者 氏名 年齢
		3 事故の概要	被害生徒の学年 被害生徒の行った非行行為
		4 学校、本人 の対応	校長の氏名 教頭の氏名 部活動名 学校名 加害教員の氏名 聴き取り調査を行った退部生徒の学年
2 体罰に關す る報告書	学校 ↓ 市町教委	報告文部分	作成者
			学校名 校長の氏名 校長印の印影
		標題	部活動名
		本文	学校名 加害教員の氏名 部活動名
		記	1 事故の対 象者 氏名 加害教員の氏名
		2 事故の概 要 (2)事故の種類 部活動名	(3)事故の程度 被害生徒の学年 被害生徒の行った非行の内容
		3 事故の至る経過と事故が明 るみになったあとの措置	部活動名 校長の氏名 教頭の氏名 学校名 加害教員の氏名 被害生徒Bの学年 被害生徒Dの行った非行の内容 被害生徒Gの行った非行の内容 部活動の大会名

(別 表)

件名	文書名	項目・箇所	公開箇所
	4 校長所見	校長所見の本文	本文部分
	5 体罰に関する顛末書	宛先	学校名 校長の氏名
		作成者	学校名 加害教員の氏名 加害教員の印影
		標題	部活動名
		本文	部活動名
		記 1 事故の対象者 氏名	加害教員の氏名
		2 事故の概要 (2)事故の種類 (3)事故の程度	部活動名 被害生徒の学年 被害生徒の行った非行の内容
		3 事故の至る経過と事故が明るみになったあとの措置	部活動名 被害生徒(A～L)の学年 被害生徒Bの学年 被害生徒Dの行った非行の内容 被害生徒Gの行った非行の内容 部活動の大会名
	6 反省文	宛先	学校名 校長の氏名
		作成者	学校名 加害教員の氏名 加害教員の印影
		本文	本文部分 (被害生徒の部活動における立場を除く。)